

公益財団法人新座市スポーツ協会 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新座市スポーツ協会（以下「協会」という。）が、新座市（以下「市」という。）の体育及びスポーツの振興に貢献し、その顕著な功績及び競技会で優秀な成績を収めた個人又は団体に対して、スポーツ賞を贈り、その榮譽をたたえるために必要な事項を定める。

(スポーツ賞の種類)

第2条 スポーツ賞の種類は次の通りとする。

- (1) 功労賞
- (2) 特別栄光賞
- (3) 栄光賞
- (4) 優秀選手賞

(受賞対象者)

第3条 前条に規定するスポーツ賞の受賞対象者は、次の通りとする。

- (1) 功労賞は、協会の理事・監事・評議員及び加盟団体役員とする。
- (2) 特別栄光賞は、選手及び監督（指導者）とする。
- (3) 栄光賞は、選手及び監督（指導者）とする。
- (4) 優秀選手賞は、選手とする。

2 前項に規定する第2号から第4号の受賞対象者は、市内に在住・在勤・在学又は加盟団体に所属する個人及び団体とする。ただし、第2号については、新座市出身など同項の規定に準ずると認められる個人及び団体も対象とする。

(選考基準)

第4条 スポーツ賞の選考基準は次の通りとする。

- (1) 功労賞（若干名とし、ア、イ、ウの順に選考する。）

ア 協会に対する貢献が顕著で、協会の理事、監事、評議員を10年以上務めたもの

イ 市の体育・スポーツの振興に功労が顕著で、加盟団体から推薦があったもの（原則として15年以上、加盟団体役員を務め尽力したもの）

ウ その他、体育・スポーツ関係の振興に功労が顕著で、加盟団体から推薦があったもの（原則として15年以上、加盟団体役員を務め尽力したもの）

- (2) 特別栄光賞

個人競技又は団体競技で国際大会において第8位までのもの

(3) 栄光賞

個人競技又は団体競技で全国大会において第4位までの成績を収めたもの

(4) 優秀選手賞

個人競技又は団体競技で、次の条件に該当するもの

ア 全国大会及び関東大会で第8位までのもの

イ 都道府県大会で第4位までのもの

2 特別栄光賞に規定する国際大会は次の団体が主催する大会とする。

ア 国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）及び国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）

イ IOC及びIPCに加盟、準加盟、承認されている団体

ウ 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）の中央競技団体、関係スポーツ団体、準加盟団体、承認団体が加盟する国際競技団体

3 栄光賞に規定する全国大会は次の団体が主催する大会とする。

ア JSPOの中央競技団体、関係スポーツ団体、準加盟団体、承認団体

イ 国の行政機関（中央省庁等）

ウ 全国中学校体育連盟及び全国高等学校体育連盟。ただし、市内の学校については、その他の団体の主催であっても、推薦する学校が部活動として認めた競技の全国組織であり学校として出場した場合は基準を満たすものとする。

4 優秀選手賞に規定する大会の主催団体は特に問わない。

5 栄光賞及び優秀選手賞に規定する大会の大会運営方法（順位決定方法等）及び予選大会の有無については特に問わない。

6 前項に該当しないその他の大会については施設・競技委員会にて審査する。
（受賞者の推薦）

第5条 受賞者の推薦については、加盟団体の場合は加盟団体の長、小中高等学校については校長、その他については本人及び関係者が次項の推薦方法に基づいて推薦書を作成し会長に推薦する。

2 推薦方法については、当協会が作成した推薦書に必要事項を記載し、大会要項と結果を証明できる賞状の写し等を添えて予め定められた期日までに提出しなければならない。

3 その他、必要に応じて会長が推薦することができる。

4 特別栄光賞及び栄光賞において、監督(指導者)を推薦する場合は、当該受賞区分を対象とする選手1名並びに1団体につき、1名とする。

(受賞者の選考)

第6条 前条により推薦されたものについては、施設・競技委員会で審査の上、理事会において決定する。

2 第4条第1項に規定する選考基準以外の成績で、特に顕著な成績を収めたものとして会長等から推薦されたものについては、施設・競技委員会で審査の上、理事会において決定することができるものとする。

3 施設・競技委員会において受賞者の選考を行う際、受賞対象の判断に関わる解釈及び基準等については、別に選考基準として定めることができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰の時期は、年度末とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。